○外務省告示第三百六十六号

次に掲げる各国の政府は、平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

マルタ共和国　平成二十三年三月三十日
ロシア連邦　平成二十三年四月八日
モロッコ王国　平成二十三年五月三日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

マルタ共和国　平成二十三年六月三十日
ロシア連邦　平成二十三年七月八日
モロッコ王国　平成二十三年八月三日

（平成二十三年四月一日、同年四月十二日及び同年五月三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年十一月十日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百六十七号

平成二十三年十月二十七日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国における「北部州紛争影響地域和解・再統合支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北部州紛争影響地域和解・再統合支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億二千二百万円
3　署名者
日　本　側　粗信仁在スリランカ大使
国際移住機関側　リチャード・ダンツィガー在スリランカ事務所長

平成二十三年十一月十日

外務大臣　玄葉光一郎

○文化庁告示第六十一号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十三年十月三十一日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十三年十一月十日

文化庁長官　近藤　誠一

特定非営利活動法人周南視覚障害者図書館

○農林水産省告示第二千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字鳥海字黒仁田一九六七七の一〇、一九六八四の二、字上平一九七七二の一、一九八四〇の一、一九八四九の二、一九八七六、一九八七八、一九八八三、一九八八四、字西ノ久保二〇四九六の一、二〇四九六の二、二〇四九七の一、二〇四九七の二、二〇五一五の一、二〇五一五の二、二〇五一六の二、二〇五二三の二、二〇五四二の三、二〇五五八、二〇五六〇、二〇五六一の一、字重ノ首二〇八三六、二〇八四〇、字永ノ尾二一〇八八の一、字柚釣坊二一二八〇の三、字砂原二一三五五の一、二一三八七、二一五二〇の一、字戸川二一四八九、字狩祭田二一五六四、二一五七五の一、二一六三八、二一六四一、字境野二一七八二、字焼林二一七九二の一、二一七九二の二、二一七九三の二、二一八二八、二一八三六の一、二一八四七、二一八四八の一、二一八七六、二一八七八の二、二一八七九、二一八八二、二一九一二、二一九一六の二、二一九一七の一、二一九一八、二一九一九、二一九二の一、字狭谷二一九五〇の四、二一九六九の二、二一九八九、二一九九三、字平古場二二〇六〇、字下山二二二二、二二三一一の一、字片ハエ二二三一二、二二三一三の一、二二三一三の三、二二三一六、大字宮野字木登二二四三五の三、字松ノ木原二二五九七の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字横根五三一の七、五三一の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字向五二五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三井字柚木沢一三二四、一三二七、一三二九のイ

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区若柳字若原四八一、四八二の一、四八二の二、四八九の一、四八九の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。